

徳島SDG s プラットフォーム設置要綱

(設置)

第1条 「持続可能な開発目標（SDG s）」の達成に向けて、多様なステークホルダーとの連携強化やパートナーシップを構築し、学びや交流等を通じてSDG s の輪を広げることを目的に「徳島SDG s プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) SDG s に関連するフォーラム・セミナー等のイベント開催
- (2) SDG s に関する取組の共有及び情報発信
- (3) 連携・協働によるSDG s の実践
- (4) その他SDG s 推進に必要な事項

(会員)

第3条 プラットフォームは、本要綱を順守する会員をもって組織する。

- 2 会員は、県内におけるSDG s の達成に取り組む又はSDG s に関心を有する法人・団体及び個人とする。
- 3 本会への入会を希望する者は、入会申請書（様式第1号）又は徳島SDG s パートナー制度実施要綱第4条（1）の申請書を事務局に提出することで会員となる。
- 4 会員は、会員情報に変更があった場合は、速やかに変更申請書（様式第1号）を事務局に提出する。なお、徳島SDG s パートナー制度実施要綱第8条による変更申請をした者については、当該申請をもって変更申請書の提出があったものとする。
- 5 会員は、退会届（様式第2号）を事務局に提出して、任意に退会することができる。
- 6 会員が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、事務局は、その会員を除名することができる。
 - (1) 本要綱に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき
 - (2) 会員が解散又は営業を停止したとき
 - (3) 県税などの租税公課の未納があることが判明したとき
 - (4) 暴力団等反社会的勢力であること、又は反社会的勢力との関係があることが判明したとき
 - (5) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反があることが判明したとき
 - (6) プラットフォームの運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき

(勉強会)

第4条 会員は、第1条の設置目的のため、目標を共有する会員間において議論を行うなど定期的な連携や協議の場（以下「勉強会」という）を設置することができる。

- 2 勉強会の設置を希望する会員は、事前に報告書（様式第3号）を事務局に提出するものとする。
- 3 開催された勉強会の内容については、概要を事務局に報告するものとする。

(会費)

第5条 プラットフォームに係る入会費及び年会費は無償とする。

(事務局)

第6条 プラットフォームの事務を処理させるため、徳島県企画総務部政策企画課に事務局を置く。

(その他)

第7条 本要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、令和4年9月7日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和5年3月10日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。